

2019年3月25日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所3、4号機運転差止仮処分（平成29年申立）抗告審
第1回審尋が行われました

— 玄海原子力発電所の安全確保対策を説明 —

本件は、玄海原子力発電所3、4号機の運転差止を求める仮処分の申立てを却下（当社勝訴）した佐賀地方裁判所の決定（2018年3月20日）に対して、2018年4月3日、福岡高等裁判所に即時抗告されたものです。

今回、当社は、玄海原子力発電所の安全性をご理解いただくため、同発電所における安全確保対策について、裁判所にご説明しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上